

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。ただし、第3条の改正は令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月3日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> <p>(採用等)</p> <p><b>第5条</b> 校長の採用は、当該年度の「<u>県立高等学校等校長選考検査</u>」又は「新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 副校長への昇任は、当該年度の「<u>県立高等学校等管理職（副校長・教頭）選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>3 教頭への昇任は、当該年度の「<u>県立高等学校等管理職（副校長・教頭）選考検査</u>」又は「新潟県公立義務教育諸学校教頭選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> <p>(採用等)</p> <p><b>第5条</b> 校長の採用は、当該年度の「<u>公立高等学校校長・副校長選考検査</u>」又は「新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 副校長への昇任は、当該年度の「<u>公立高等学校校長・副校長選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>3 教頭への昇任は、当該年度の「<u>公立高等学校教頭選考検査</u>」又は「新潟県公立義務教育諸学校教頭選考検査」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(採用にあたっての健康診断)</p> <p><b>第7条</b> <u>教職員に採用されようとする者は、事前に医療機関等において健康診断を受けなければならない。健康診断の有効期間は受診の日から6月とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教職員のうち、副校長又は教頭を校長に採用する場合その他委員会が必要ないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</u></p> <p>3 <u>教職員採用健康診断基準は、別に定めるところによる。</u></p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p><b>第9条</b> (略)</p>

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

(別記様式)

辞令書

(略)
(任命権者) 年 月 日 新潟県教育委員会

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入  
(略)

1～8 (略)

9 休職

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定  
により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規  
定により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(3) 休職の期間を 年 月 日まで延長する

10 (略)

11 育児休業

(1) 育児休業を承認する

年 月 日から

育児休業期間

年 月 日まで

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(別記様式)

辞令書

(略)
(任命権者) 平成 年 月 日 新潟県教育委員会

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入  
(略)

1～8 (略)

9 休職

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定  
により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規  
定により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(3) 休職の期間を平成 年 月 日まで延長  
する

10 (略)

11 育児休業

(1) 育児休業を承認する

平成 年 月 日

から

育児休業期間

平成 年 月 日  
まで

- (2) 育児休業期間を 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 12 配偶者同行休業
- (1) 配偶者同行休業を承認する  
年 月 日から  
配偶者同行休業期間  
年 月 日まで
- (2) 配偶者同行休業期間を 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 13 大学院修学休業
- (1) 大学院修業休業を許可する  
年 月 日から  
大学院修学休業期間  
年 月 日まで
- (2) (略)
- 14 育児短時間勤務
- (1) 育児短時間勤務を承認する場合  
地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する  
育児短時間勤務承認期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- (2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合  
育児短時間勤務承認期間を 年 月 日まで延長する
- (3)・(4) (略)
- (5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合  
地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる  
短時間勤務時間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- (6) (略)
- 15 自己啓発等休業
- (1) 自己啓発等休業を承認する  
自己啓発等休業期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- (2) 自己啓発等休業期間を 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 16～18 (略)
- 19 再任用
- (1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合  
新潟県公立学校教員に再任用する  
〇〇に補する

- (2) 育児休業期間を平成 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 12 配偶者同行休業
- (1) 配偶者同行休業を承認する  
平成 年 月 日から  
配偶者同行休業期間  
平成 年 月 日まで
- (2) 配偶者同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 13 大学院修学休業
- (1) 大学院修業休業を許可する  
平成 年 月 日から  
大学院修学休業期間  
平成 年 月 日まで
- (2) (略)
- 14 育児短時間勤務
- (1) 育児短時間勤務を承認する場合  
地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する  
育児短時間勤務承認期間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- (2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合  
育児短時間勤務承認期間を平成 年 月 日まで延長する
- (3)・(4) (略)
- (5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合  
地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる  
短時間勤務時間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- (6) (略)
- 15 自己啓発等休業
- (1) 自己啓発等休業を承認する  
自己啓発等休業期間  
平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- (2) 自己啓発等休業期間を平成 年 月 日まで延長する
- (3) (略)
- 16～18 (略)
- 19 再任用
- (1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合  
新潟県公立学校教員に再任用する  
〇〇に補する

教育職 2 級に決定する  
新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を  
命ずる

〇〇課程担当を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 短時間勤務職員として再任用する場合は、  
職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。

(2) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 年 月 日まで

更新する

(3) (略)

IV (略)

教育職 2 級に決定する  
新潟県立〇〇高等学校〇〇分校勤務を  
命ずる

〇〇課程担当を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 短時間勤務職員として再任用する場合は、  
職の末尾に「(週〇時間勤務)」を加える。

(2) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 平成 年 月 日

まで更新する

(3) (略)

IV (略)